

令和3年度における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の 中小企業者に関する契約の方針

令和3年11月
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和3年9月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和3年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和3年度の機構における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として73.7%、金額が約41億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き3%を目指すものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、機構は、この目標の達成に資するよう、令和3年度の新規中小企業者の契約比率は令和2年度の実績1.14%を上回る3%を目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むこととする。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 中小企業・小規模事業者との契約において、納期・工期の柔軟な対応を行うとともに、速やかに代金の支払いを行うよう努めるものとする。

- (2) 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
- (3) 入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。
- (4) 契約を締結するに際し、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記、これに要する経費を算出することにより契約金額へ適切に反映させるとともに、契約締結後に感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

- (1) 一般競争入札又は公募案件について、発注見通し及び入札・公募情報を機構のホームページに掲載することにより情報提供に努める。
- (2) 入札・公募情報について、ホームページに掲載することに加え、希望する業者に対して、メールにて情報発信を行う。
- (3) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

3 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する。
- (2) 著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努めるものとする。
- (3) 契約の内容等に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮する。

4 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

5 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

6 中小石油販売業者に対する配慮

- (1) 国等又は地方公共団体との間で災害等の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- (2) 国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して、円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- (3) 国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して、円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

7 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

機構は、新規中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

2 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を活用し、小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

第4 上記第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての調達担当部課に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、機構に推進本部を設置する。

推進体制は以下のとおりとし、推進本部に関する庶務は経理部契約管理課が行う。

本部長 経理部長

本部長 各部長

その他本部長が指名する職員

なお、推進本部においては、中小企業者・小規模事業者の調達実績を踏まえ、必要に応じて改善策を検討する等、中小企業者の受注の機会の増大を目指すものとする。